議案第 １３５ 号

周南市新南陽コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

周南市新南陽コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市新南陽コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

周南市新南陽コミュニティセンター条例（平成15年周南市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項の表周南市富田東地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

周南市富田東地区コミュニティセンター	（１）　毎週水曜日 （２）　８月13日から同月15日まで （３）　12月29日から翌年１月３日まで

第５条第１項の表周南市福川地区コミュニティセンターの項を次のように改める。

周南市福川地区コミュニティセンター	（１）　毎週日曜日 （２）　８月13日から同月15日まで （３）　12月29日から翌年１月３日まで

第６条第１項ただし書中「の利用時間」を削る。

第７条第１項中「別表第１」を「別表」に改める。

第８条第３号及び第13条中「き損」を「毀損」に改める。

第14条第１項中「支払わなければ」を「前納しなければ」に改め、同条第２項中「別表第１及び別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表（第７条、第14条関係）

周南市新南陽コミュニティセンター利用料金

（単位　円）

施設		１時間単価
周南市富田東地区コミュニティセンター	和室１	150（600）
	和室２	140（560）
	子供ルーム	140（560）
	多目的ホール（１室につき）	240（960）
	学習室	200（800）
	作業ルーム	180（720）
	キッチンルーム	320（1,280）
	遊戯室	190（760）
周南市地域交流センター	和室（１室につき）	140（560）
	多目的ホール（１室につき）	200（800）
	会議室	210（840）
	学習室	210（840）
	キッチンルーム	300（1,200）
周南市福川地区コミュニティセンター	和室	140（560）
	集会室（１室につき）	180（720）
	会議室	170（680）

	音楽室	270（1,080）
周南市福川南地区コミュニティセンター	集会室１	140（560）
	集会室２	200（800）
	会議室	290（1,160）
	音楽室	220（880）

備考

１　コミュニティ活動以外の目的で利用するときは、（　）内の額を適用する。

２　利用料金は、利用する時間にこの表に定める１時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、１時間未満の時間は１時間とみなす。

３　利用料金が免除される団体であっても、キッチンルームの利用については免除を行わないものとし、キッチンルーム利用料金の額の半額を減額するものとする。

別表第２を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）までに、この条例による改正前の周南市新南陽コミュニティセンター条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の周南市新南陽コミュニティセンター条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その利用料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　施行日以後の使用について、同日前に旧条例の規定による利用料金が納入された場合において、当該納入された利用料金の額が新条例の規定による利用料金の額を超えるときは、その超える額を還付するものとする。

（参　考）

周南市新南陽コミュニティセンター条例新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>（休館日）
第５条　センターの休館日は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr><tr><td>周南市富田東地区コミュニティセンター</td><td>（１）　毎週水曜日
（２）　12月29日から翌年１月３日まで</td></tr><tr><td>周南市地域交流センター</td><td>（略）</td></tr><tr><td>周南市福川地区コミュニティセンター</td><td>（１）　８月13日から同月15日まで
（２）　12月28日から翌年１月３日まで</td></tr><tr><td>周南市福川南地区コミュニティセンター</td><td>（略）</td></tr></table>２　（略）
（利用時間）
第６条　センターの利用時間は、午前９時から午後10時までと</td><td>（休館日）
第５条　センターの休館日は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>休館日</th></tr><tr><td>周南市富田東地区コミュニティセンター</td><td>（１）　毎週水曜日
（２）　８月13日から同月15日まで
（３）　12月29日から翌年１月３日まで</td></tr><tr><td>周南市地域交流センター</td><td>（略）</td></tr><tr><td>周南市福川地区コミュニティセンター</td><td>（１）　毎週日曜日
（２）　８月13日から同月15日まで
（３）　12月29日から翌年１月３日まで</td></tr><tr><td>周南市福川南地区コミュニティセンター</td><td>（略）</td></tr></table>２　（略）
（利用時間）
第６条　センターの利用時間は、午前９時から午後10時までと</td></tr>
</table>

現行	改正案
する。ただし、午後６時から午後10時までの利用時間は、次条に定める貸館施設利用者に限る。	する。ただし、午後６時から午後10時までは、次条に定める貸館施設利用者に限る。
２　（略）	２　（略）
（利用の許可）	（利用の許可）
第７条　別表第１に定める施設（以下「貸館施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「貸館施設利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第７条　別表に定める施設（以下「貸館施設」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者（以下「貸館施設利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
２　（略）	２　（略）
（許可の制限）	（許可の制限）
第８条　指定管理者は、貸館施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可をしない。	第８条　指定管理者は、貸館施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可をしない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　施設、備品等をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。	（３）　施設、備品等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
（４）　（略）	（４）　（略）
（損害賠償）	（損害賠償）
第13条　センターを利用する者は、施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得	第13条　センターを利用する者は、施設、備品等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得

現行

ない理由があると認めたときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金）

第14条　貸館施設利用者は、指定管理者に貸館施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の合計金額を支払わなければならない。この場合において、利用料金の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　利用料金の額は、別表第１及び別表第２に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。

３・４　（略）

別表第１（第７条、第14条関係）

周南市新南陽コミュニティセンター利用料金

施設	時間区分			
	午前	午後	夜間	延長
	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後10時まで	１時間につき

改正案

ない理由があると認めたときは、賠償金額の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金）

第14条　貸館施設利用者は、指定管理者に貸館施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の合計金額を前納しなければならない。この場合において、利用料金の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。

３・４　（略）

別表（第７条、第14条関係）

周南市新南陽コミュニティセンター利用料金

（単位　円）

施設		１時間単価
周南市富田東地区コミュニティセンター	和室１	150（600）
	和室２	140（560）
	子供ルーム	140（560）
	多目的ホール	240（960）

現行					
周南市富田東地区コミュニティセンター	和室１	380円 （1,520円）	380円 （1,520円）	480円 （1,920円）	96円 （384円）
	和室２	380円 （1,520円）	380円 （1,520円）	480円 （1,920円）	96円 （384円）
	子供ルーム	380円 （1,520円）	380円 （1,520円）	480円 （1,920円）	96円 （384円）
	多目的ホール（１室につき）	570円 （2,280円）	570円 （2,280円）	720円 （2,880円）	144円 （576円）
	学習室	500円 （2,000円）	500円 （2,000円）	630円 （2,520円）	127円 （508円）
	作業ルーム	500円 （2,000	500円 （2,000	630円 （2,520	127円 （508

改正案		
	（１室につき）	
	学習室	200（800）
	作業ルーム	180（720）
	キッチンルーム	320（1,280）
	遊戯室	190（760）
周南市地域交流センター	和室（１室につき）	140（560）
	多目的ホール（１室につき）	200（800）
	会議室	210（840）
	学習室	210（840）
	キッチンルーム	300（1,200）
周南市福川地区コ	和室	140（560）

現行					
		円）	円）	円）	円）
	キッチンルーム	1,020円 （4,080円）	1,020円 （4,080円）	1,280円 （5,120円）	257円 （1,028円）
	遊戯室	500円 （2,000円）	500円 （2,000円）	630円 （2,520円）	127円 （508円）
周南市地域交流センター	和室（1室につき）	380円 （1,520円）	380円 （1,520円）	480円 （1,920円）	96円 （384円）
	多目的ホール（1室につき）	500円 （2,000円）	500円 （2,000円）	630円 （2,520円）	127円 （508円）
	会議室	500円 （2,000円）	500円 （2,000円）	630円 （2,520円）	127円 （508円）
	学習室	500円	500円	630円	127円

改正案		
ミュニティセンター	集会室（1室につき）	180（720）
	会議室	170（680）
	音楽室	270（1,080）
周南市福川南地区コミュニティセンター	集会室1	140（560）
	集会室2	200（800）
	会議室	290（1,160）
	音楽室	220（880）

現行						改正案
		（2,000円）	（2,000円）	（2,520円）	（508円）	
	キッチンルーム	1,020円 （4,080円）	1,020円 （4,080円）	1,280円 （5,120円）	257円 （1,028円）	
周南市福川地区コミュニティセンター	和室	380円 （1,520円）	380円 （1,520円）	480円 （1,920円）	96円 （384円）	
	市民サロン	380円 （1,520円）	380円 （1,520円）	480円 （1,920円）	96円 （384円）	
	集会室（１室につき）	500円 （2,000円）	500円 （2,000円）	630円 （2,520円）	127円 （508円）	
	会議室	500円 （2,000円）	500円 （2,000円）	630円 （2,520円）	127円 （508円）	

現行	改正案

	音楽室	660円 (2,640円)	660円 (2,640円)	830円 (3,320円)	167円 (668円)
周南市福川南地区コミュニティセンター	集会室１	380円 (1,520円)	380円 (1,520円)	480円 (1,920円)	96円 (384円)
	集会室２	500円 (2,000円)	500円 (2,000円)	630円 (2,520円)	127円 (508円)
	会議室	690円 (2,760円)	690円 (2,760円)	870円 (3,480円)	174円 (696円)
	音楽室	520円 (2,080円)	520円 (2,080円)	650円 (2,600円)	130円 (520円)

備考

１　コミュニティ活動以外の目的で利用するときは、（　）内の額を適用する。

２　延長とは、時間区分で定める午前、午後及び夜間の時

備考

１　コミュニティ活動以外の目的で利用するときは、（　）内の額を適用する。

２　利用料金は、利用する時間にこの表に定める１時間単価

現行	改正案
間を超えることをいい、利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、延長して利用する時間にこの表に定める延長して利用する場合の１時間単価を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、１時間未満の時間は１時間とみなす。	を乗じて得た額とする。この場合において、１時間未満の時間は１時間とみなす。
３　利用料金が免除される団体であっても、キッチンルームの利用については免除を行わないものとし、キッチンルーム利用料金の額の半額を減額するものとする。	３　利用料金が免除される団体であっても、キッチンルームの利用については免除を行わないものとし、キッチンルーム利用料金の額の半額を減額するものとする。

別表第２（第14条関係）

周南市新南陽コミュニティセンター冷暖房利用料金

施設		１時間につき
周南市富田東地区コミュニティセンター	和室１	52円
	和室２	41円
	子供ルーム	41円
	多目的ホール（１室につき）	94円
	学習室	73円
	作業ルーム	52円
	キッチンルーム	62円

現行			改正案
	遊戯室	62円	
周南市地域交流センター	和室（１室につき）	41円	
	多目的ホール（１室につき）	73円	
	会議室	83円	
	学習室	83円	
	キッチンルーム	41円	
周南市福川地区コミュニティセンター	和室	41円	
	市民サロン	31円	
	集会室（１室につき）	52円	
	会議室	41円	
	音楽室	104円	
周南市福川南地区コミュニティセンター	集会室１	39円	
	集会室２	74円	
	会議室	113円	

現行	改正案
<table><tr><td></td><td>音楽室</td><td>84円</td></tr></table> 備考　周南市新南陽コミュニティセンター冷暖房利用料金は、利用する時間にこの表に定める１時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、１時間未満の時間は１時間とみなす。	